

令和5年3月28日

令和5年 第3回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和5年第3回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年3月28日（火曜日）午後2時00分～午後4時26分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教 育 部 長 小 俣 学

教育部参事兼
教育指導課長
教育施設担当
課 長

小 野 隆 一

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

中 橋 健

指導担当課長
（統括指導
主 事）

菅 野 恭 子

青少年課長 石 川 博 隆

生涯学習課長 高 田 匡 章

中央公民館長 伊 藤 智

中央図書館長 浴 靖 子

6. 書 記

庶務係長 長 瀬 由美子

主 事 浅 井 亮 介

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 4 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 6 第 5 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 7 第 6 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 8 第 13 号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について
- 第 9 第 14 号議案 令和 5 年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について
- 第 10 第 15 号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について
- 第 11 第 16 号議案 東大和市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
- 第 12 第 17 号議案 東大和市教育委員会における東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例施行規則
- 第 13 第 18 号議案 令和 5 年度東大和市学校運営協議会委員の任命について
- 第 14 第 19 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程
- 第 15 第 20 号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
- 第 16 第 21 号議案 東大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 17 その他報告事項（1）東大和市教育委員会が所管する単年度要綱について
（2）東大和市立小学校通学路等における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱（案）について
（3）令和 5 年度東大和市立小・中学校入学式告辞（案）について
（4）東大和市立小・中学校プール指導員配置事業実施要項（案）について
（5）令和 5 年度東大和市立中学校における部活動地域移行モデル事業実施要綱（案）について
（6）令和 5 年度社会の力活用事業における特別非常勤講

師配置事業実施要綱（案）について

（７）東大和市教育ボランティア実施要項（案）について

（８）東大和市放課後子ども教室実施要綱（案）について

（９）東大和市放課後子ども教室謝金支払要領（案）について

（１０）東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部
を改正する要綱

◎開会の辞

○真如教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和5年第3回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○岩田委員 はい。分かりました。よろしくお願いします。

○真如教育長 お願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和5年2月15日から令和5年3月31日までの教育長諸務報告です。一部省略いたします。

2月15日、水曜日、東京都市教育長会幹事会・定例会に出席をいたしました。

2月21日、火曜日、初任者研修閉講式に出席をいたしました。

2月22日、水曜日、それから通して3月20日、月曜日、令和5年第1回市議会定例会に出席をいたしました。

2月26日、日曜日、東大和市民合唱団「第九を歌う会」第22回演奏会に出席をいたしました。

3月4日、土曜日、第18回文化協会の祭典に出席をいたしました。

3月5日、日曜日、第42回歩こう会に出席をいたしました。市長と一生懸命歩いてまいりました。

3月8日、水曜日、東大和市青少年問題協議会に出席をいたしました。

3月9日、木曜日、校長会に出席をいたしました。

3月21日、火曜日、第33回多摩湖駅伝大会に出席をいたしました。

3月28日、火曜日、令和4年度東大和市教育委員会主要施策会議に出席をいたしました。

以上でございます。何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

◎日程第3 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第2号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年度東大和市一般会計補正予算（第10号）であります。一般会計補正予算（第10号）は、令和5年第1回市議会定例会に第26号議案として提出され、2月22日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。

その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、令和5年2月22日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容についてご説明をいたします。

まず、令和4年度東大和市一般会計補正予算書（第10号）（抜粋）表紙をおめくりいただきまして、A4横判、予算書の抜粋なものですからいきなり27ページになりますけれども、そちらをご覧ください。

こちらは、16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金、教育指導課の教育支援体制整備事業費補助金は89万7,000円の増額であります。内容であります。小・中学校日本語指導委託料の一部について、都の教育支援体制整備事業費補助金を活用するため、予算措置をするものであります。

その下の2節小学校費補助金、教育総務課の区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金は38万5,000円の増額であります。

1枚おめくりいただきまして29ページの一番上になりますけれども、3節中学校費補助金、同じく教育総務課の区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金は19万2,000円の増額であります。内容であります。後ほど歳出の

ほうでも説明させていただきますけれども、各学校において実施をしておりました校庭の遊具の点検につきまして、東京都の補助金10分の10を活用して専門業者による点検費用、こちらのほうの歳入を計上するというところでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、39ページをご覧ください。

こちら、2款総務費、1項総務管理費、真ん中辺に11とありますけれども、11目文化振興費は1,288万2,000円の増額、右の40ページにいきまして、事業番号1、市民会館運営費、その下、12節委託料、市民会館指定管理委託料は、同じく1,288万2,000円の増額であります。内容であります、電気料金及びガス料金のエネルギーコストの上昇に伴い、市民会館の指定管理者が負担する光熱費の経費が増加をしているところでございます。指定管理者からは、昨今のエネルギーコストの急騰は企業努力で吸収できるレベルを超えており、何らかの救済対応についての相談が寄せられていたところでございます。また、総務省の自治行政局からも、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点についてという通知がございまして、その通知におきましても適切な対応が求められていたところでございます。本件のエネルギーコストの上昇につきましては、通常想定し得る上昇の域をはるかに超えるものでありまして、委託者及び受託者の責めに帰すことのできない事由でありますことから、基本協定書の第36条の規定に基づきまして、合理性の認められる範囲で委託者が負担するものでございます。そのような経緯で委託料の増額をしたということでございます。

1枚おめくりいただきまして、41ページをご覧ください。

こちらは、2款総務費、1項総務管理費、15と書いてありますが、15目諸費、右の42ページにいきまして、事業番号11、福祉関係返還金、こちらは143万7,000円の新規計上であります。内容であります、東京都の令和3年度放課後居場所緊急対策事業補助金の確定に伴い補助金に返還額が生じたため、所要の補正を行うものであります。

続きまして、また1枚おめくりいただきまして、59ページをご覧ください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業番号1、小学校運営費は844万6,000円の増額であります。

10節需用費、①消耗品費は64万5,000円の増額であります。内容であります、令和5年度の第八小学校及び第十小学校の児童数の増が見込まれることから、予

備分で賄えない机及び椅子を購入するものであります。

その下、②燃料費は191万4,000円の増額であります。内容でありますけれども、小学校で使用しております重油やプロパンガスについて、原油価格の高騰により不足が見込まれるということから増額するものであります。

その下、⑤光熱水費は254万8,000円の増額であります。こちらは令和4年12月議会で補正により増額したところではありましたが、その後の状況から暖房器具をさらに使用することが見込まれるということから増額をするものであります。

その下、⑥修繕料は245万円の増額であります。こちらにつきましては、施設の老朽化によりまして必要な修繕に対応するため増額をするものであります。

その下、11節役務費、①通信運搬費、電話料は50万4,000円の増額であります。内容であります、新型コロナウイルス感染症の影響で学校から保護者への連絡の際に携帯電話への連絡が増え、料金の不足が見込まれるということから増額するものであります。

その下、12節委託料、小学校遊具点検委託料は38万5,000円の増額であります。内容であります、例年各学校において実施をしておりました鉄棒、雲梯、ジャングルジムなどの校庭遊具の点検につきまして、東京都の補助金10分の10を活用し、専門の業者による点検を実施するものであります。

事業番号2、小学校環境整備事業費の14節工事請負費、第二小学校エレベーター改修工事費は200万円の減額であります。内容であります、半導体部品の供給不足によりまして交換部品の納期に大きな遅れが生じ、当初計画しておりました令和5年度完了の見通しができなくなったことから工事の発注を取りやめ、減額するものであります。また、令和5年度の債務負担行為につきましては、同様の理由から322万5,000円を減額するものであります。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費、事業番号1、中学校運営費は333万9,000円の増額であります。

10節需用費、⑤光熱水費は229万7,000円の増額であります。内容であります、小学校費同様に暖房器具をさらに使用することが見込まれるということから増額をするものであります。

その下、⑥修繕料は84万9,000円の増額であります。こちらも小学校費同様の理由によりまして増額をするということでございます。

一番下の12節委託料、中学校遊具点検委託料は19万3,000円の増額であります。

こちらも小学校費同様に校庭遊具の点検につきまして、東京都の補助金を活用し、専門の業者による点検を実施するものであります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、61ページをご覧ください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、事業番号12、放課後子ども教室推進事業費は7万7,000円の増額であります。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大による放課後子ども教室ボランティアの減少に伴う応援や会計年度任用職員の事故欠勤等に伴う緊急対応によりまして予算に不足が見込まれるため、所要額を増額するものであります。

続きまして、その下の2目公民館費でございますが、公民館費は107万3,000円の増額であります。内容は2件ございます。

1件目は、右の62ページですけれども、事業番号1、中央公民館事業費96万1,000円、こちらの増額につきましては、電気の使用料金の値上げに伴いまして、光熱費の不足が見込まれるために必要な額を計上するものであります。

その下の事業番号4、蔵敷公民館事業費は11万2,000円の増額であります。内容につきましては、電気の使用料金の値上げに伴い、光熱水費の不足に対応するものであります。

その下の3目図書館費、事業番号1、中央図書館管理費は155万5,000円の増額であります。こちらにつきましても、内容につきましては光熱水費の不足に対応するものであります。

続きまして、その下の5項保健体育費、2目体育施設費は1,807万8,000円の増額、事業番号1、体育施設運営費、12節委託料、体育施設等指定管理委託料につきましては、同じく1,807万8,000円の増額であります。内容でありますけれども、2款の総務費のところ、市民会館のところでご説明申し上げましたのと同様に、電気料金、ガス料金のエネルギーコストの上昇に伴いまして指定管理委託料の増額をするものであります。

続きまして、1枚おめくりください。63ページです。

5項保健体育費、3目学校給食費、事業番号2、学校給食センター運営費につきましては450万8,000円の減額でございます。

10節需用費、②燃料費は6,000円の増額であります。内容でありますが、原油価格の高騰に伴い不足が見込まれることから増額するものでございます。

その下、14節工事請負費、学校給食センターボイラー改修工事費は451万4,000

円の減額であります。内容でありますが、学校給食センターのボイラーが故障したことによりまして、令和4年の9月の市議会定例会で改修工事費の補正予算を計上し、工事を実施いたしました。当該工事につきまして、12月末に完了し、契約の差金が生じたことから減額するものであります。

最後に、1枚おめくりいただきまして、71ページです。

こちらにつきましては、補正予算によります債務負担行為で翌年度以降にわたるもの3件につきまして記載をした調書でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 燃料費と光熱水費の違いを教えてください。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 燃料費のほうは、車のガソリン、プロパンガス、灯油、重油、そういったものになっております。光熱水費のほうは、電気、ガス、水道、こういったものという形で、すみません、燃料費と光熱水費と予算上分けるような形になってございます。

以上でございます。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 第3号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第4、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第3号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年度東大和市一般会計補正予算（第11号）であります。一般会計補正予算（第11号）は、令和5年第1回市議会定例会に第31号議案として提出をされ、3月20日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。

その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、令和5年3月13日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

議案資料の第11号の補正予算書の表紙をおめくりいただきまして、4ページがございますが、その1枚飛ばしまして、A4の横、左下に19ページと書いてあるところをご覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、右の20ページにいきまして事業番号3、新型コロナウイルス感染症対策事業費は3,315万7,000円の増額であります。内容であります。学校給食食材料費が高騰したことから、令和4年6月に第3号補正として学校給食食材料費高騰対応助成金を計上し対応しているところがございますけれども、その後も食材料の価格高騰が続いておりますことから、令和5年度分の学校給食食材料費高騰対応助成金を計上するものであります。

なお、今回の助成金につきましては、国の地方創生臨時交付金のうち、家計の負担軽減を目的として行う事業でございますことから、児童・生徒の給食食材料費のみに充てることができることとなっております。このことから、教職員、それから調理配膳業務委託事業者、そして給食配送事業者、給食センター職員等につきましては、児童・生徒の給食食材料費に合わせるため、給食費のほかに調整金として追加徴収が必要となる見込みであります。

1枚お戻りいただきまして、飛ばしました4ページに戻っていただきたいんですけれども、こちらが第2表、繰越明許費補正、1追加の表でございます。

10款教育費、5項保健体育費、事業名が新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。3,315万7,000円、こちらを令和5年度に繰り越して令和5年度の

給食費に充てるということで繰り越して令和5年度に使うというものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第5 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第5、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第4号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和5年第1回教育委員会定例会においてご承認をいただきました令和5年度東大和市学校給食会計予算につきまして、その補正予算に関し、令和5年3月20日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、本定例会においてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましてご説明をいたします。

資料のほうを2枚おめくりいただくと、令和5年度東大和市学校給食会計補正予算書と枠で囲ったものがありますが、そちらをさらにもう2枚めくってください。2ページです。下のところに2ページと書いてあります。タイトルは収入支出予算事項別明細書と書いてあるものでございます。

当初予算に収入科目、4市助成金、その下に1学校給食食材料費高騰対応助成

金、そして5調整金、その下に1学校給食食材料費高騰対応調整金を新設し、市助成金につきましては3,315万7,000円を、調整金につきましては288万2,000円を計上するとともに、支出科目であります一番下の1給食食材費につきましても、その合計額と同額の3,603万9,000円の増とするものでございます。

市助成金につきましては、学校給食食材料費の高騰に伴い、令和5年第1回東大和市議会定例会におきまして、学校給食食材料費高騰対応助成金に係る市の一般会計補正予算が可決され、繰越明許により令和5年度の学校給食費を助成するものであります。学校給食の食材料費が高騰する中、保護者の皆さまに対する臨時の学校給食費改定など、新たな負担とならないようにするために実施をいたします。この市助成金は、保護者の皆さまの負担軽減を図ることが目的でありますので、児童・生徒の皆さまが食べる分のみを対象といたします。

調整金につきましては、市助成金の対象とならない市立小・中学校の教職員、また学校給食センターに勤務する職員の食材料費の高騰分を、学校給食食材料費高騰対応調整金として学校給食費とは別に負担をしていただくものでありまして、その分を計上したものであります。

なお、通常であれば令和5年の第2回教育委員会臨時会でご報告差し上げるところでございますが、事務の都合によりまして本定例会でのご報告とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第6 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第6、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第5号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、学校給食食材料費の高騰に伴い、令和4年第2回東大和市議会定例会において学校給食会計を助成するための学校給食食材料費高騰対応助成金に係る市の一般会計の補正予算が可決されたことを受けまして、令和4年度学校給食会計の補正予算につき、令和4年6月17日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、本定例会においてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましてご説明をいたします。

資料のほう、先ほどと同様に2枚おめくりいただくと補正予算書の表紙が出てきます。その表紙と、もう1枚おめくりいただきまして、2ページ、収入支出予算事項別明細書とありますページをご覧ください。

こちらにつきまして、当初予算のほうに収入科目、4市助成金、その下に1学校給食食材料費高騰対応助成金を新設し、2,251万5,000円を計上するとともに、一番下の支出科目、1給食食材費につきましても同額の増とするものであります。

なお、通常、学校給食会計予算につきましては、東大和市学校給食センター運営委員会での諮問及び答申を経まして教育委員会の承認をいただく必要がございますけれども、早期に助成金に係る手続を進め、学校給食費を十分に確保して学校給食を安定的に提供する必要がありますことから、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、令和4年6月17日付で事務の臨時代理を執行させていただきました。

本来であれば、同条第2項の規定によりまして、その次の教育委員会で事務の臨時代理につきましてご報告をし、ご承認をいただくべきところでございましたが、事務の都合によりまして、本定例会でのご報告となりました。ご報告が遅くなりましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

児童・生徒の皆さまに今後も引き続き安全・安心な給食を提供していくよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 第6号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第7、第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第6号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和5年度東大和市一般会計予算であります。一般会計予算につきましては、令和5年第1回市議会定例会に第1号議案として提出され、3月20日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。

その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、令和5年2月22日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。たくさんありますので、飛ばしながら主立ったものだけ説明をさせていただきます。

最初に、令和5年度の一般会計、新年度予算の表紙がありますが、それを1枚めくると48ページというのが出てきます。こちらを5枚めくっていただくと、68ページが出てきますので、そちらをご覧ください。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金、右側にいきまして教育指導課の社会の力活用事業補助金、そちらについては382万5,000円でございます。内容であります、多様な専門的知識を有する社会人を学校現場に迎えまして、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とし、登用する教員免許状を有しない特別非常勤講師の雇用に係る報酬等の経費補助を活用するため、予算措置を新規で計上するものであります。

続きまして、その下の2節小学校費補助金、教育総務課の区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金は110万円、そして1枚おめくりいただきまして、一番上、3節中学校費補助金の区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金は55万円、こちらについては皆増であります。内容であります、この後、歳出のほうでもご説明申し上げます、小・中学校の屋内運動施設、体育館の遊具の点検につきまして、東京都の補助金10分の10を活用しまして、専門の業者による点検費用、そちらに伴う歳入を計上したものでございます。

続きまして、74ページにお進みください。

6目教育費委託金、1節教育総務費委託金、右のページの教育指導課の中学校の部活動における外部指導者配置支援事業補助金は789万3,000円であります。内容であります、専門的な技術指導等による部活動の質の向上と教員の負担軽減を促進することを目的とする部活動の外部指導員を配置するに当たり、東京都の経費補助を活用するため、新規で予算措置をするものであります。

それでは、続きまして歳出のほうを説明させていただきます。

134ページまでお進みください。

左下のところです。2款総務費、1項総務管理費、11目文化振興費、事業番号1、市民会館運営費は1億9,950万6,000円で、昨年度に比べ6,431万2,000円の増額、率にしますと47.6%の増であります。主な増の理由であります、1枚おめくりいただきまして、14節工事請負費のところ、市民会館空調及び照明設備等更新工事費7,840万円、そしてその2つ下、21節補償、補填及び賠償金といたしまして、施設及び設備の維持管理費等に係る補償費、いわゆる工事期間中の休業補償といたしまして690万5,000円を計上したことによるものであります。

なお、本工事は、令和6年度に債務負担行為を設定の上、令和5年度、6年度の2か年にかけて工事を行うこととしておりまして、令和5年度予算では工事費の総額の40%を計上しているものであります。

続きまして、352ページまでお進みください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、右のページいきまして、事業番号12、国際理解教育推進事業費は5,232万8,000円で、昨年に比べ1,835万3,000円の増額であります。増の主な理由でございますが、12節の委託料、オンライン英会話レッスン委託料2,734万6,000円を新規に計上したことによります。

なお、本事業の導入に伴いまして、中学校へのALTの派遣を廃止といたしましたので、11節役務費、小学校英語指導助手派遣手数料は、昨年に比べ899万3,000円の減額となっているものでございます。

続きまして、355ページにお進みください。

事業番号14、情報教育推進事業費の17節備品購入費です。電算機器等購入費は224万3,000円でございますが、電算機器等購入に当たりましては、債務負担行為を設定いたしまして、令和5年度に入ってから購入をするということで予定をしてございます。債務負担行為の理由でありますけれども、令和5年度の特別支援学級の在籍児童・生徒数が推計よりも増加をするとともに、1人1台端末の品薄の状況が続いている中で、14台を先行して購入するものでございます。

その下の事業番号15、学力・授業力向上推進事業費は1億1,903万3,000円で、昨年に比しまして444万6,000円の減額となっております。1の報酬、会計年度任用職員報酬は5,187万8,000円で、昨年に比べ2,519万2,000円の減額であります。減額の理由につきましては、オンライン英会話レッスンの委託料の確保のため、これまで中学校に配置をしておりました少人数学習指導員及び協力指導員を半数にしたためでございます。

続きまして、357ページをお開きいただきたいと存じます。

11節役務費、AI教材ソフト設定手数料8万8,000円、それからその下の12節委託料、指導用端末等保守委託料368万3,000円、その下の13節使用料及び賃借料、AI教材ソフト使用料1,360万6,000円、それから17節備品購入費、指導用端末等購入費は1,502万8,000円の増額であります。この主な理由でありますけれども、小・中学校のモデル校7校におきまして、人工知能、AIの教材ソフトを導入するとともに、これまで端末が支給されておられませんでした指導員が本ソフトを活用して指導ができるよう指導員用の端末を購入するものであります。

続きまして、358ページをお開きいただきたいと思います。

2項小学校費、1目学校管理費、右のページにいきまして、事業番号1、小学

校運営費は2億9,959万7,000円で、昨年に比べまして5,704万1,000円の増額、率にして23.5%の増となっております。主な増の理由でございますけれども、10節需用費、⑤光熱水費1億939万4,000円と書いてあるところでございますけれども、この中におきまして電気料金等の単価が増となっておりますことから、4,601万1,000円の増額をしていること、そして1枚おめくりいただきまして、今度は13節使用料及び賃借料、プール使用料につきましては第五小学校のプールが故障により修繕ができない状況でございまして、試行といたしまして民間のプールを貸していただくことにしたためにかかる使用料300万3,000円と、その民間のプールを利用する児童が学校からプールまで移動するための自動車借上料220万3,000円を新規で計上するものであります。

また、先ほど歳入でご説明させていただきましたけれども、同じページの12節委託料の一番下、小学校遊具点検委託料につきましては、今年度、校庭の遊具の点検委託を実施しておりますけれども、令和5年度に校庭遊具同様に屋内体育施設、これは体育館の遊具を点検するための委託料110万円を計上したということでございます。

続きまして、363ページです。1枚おめくりください。右上になります。

事業番号2、小学校環境整備事業費の14節工事請負費、小学校体育館照明設備改修工事費は2,348万5,000円で、昨年度と同額であります。内容でありますけれども、市内小学校の体育館の環境改善を図るため、照明設備のLED化工事を行うものであります。令和5年度につきましては、四小、六小、八小、十小の4校を対象といたします。

続きまして、368ページにお進みください。

5目学校建設費、事業番号1、第七小学校建替事業費は7,052万1,000円で、こちらは皆増であります。内容であります、12節委託料、第七小学校建替え基本構想策定業務委託料は880万円で、令和4年度、5年度の2か年をかけて行うため、債務負担行為として設定をしておりました支出予定額を計上するものであります。

その2つ下、第七小学校建替え工事基本・実施設計委託料は4,430万円で、児童にとって最適な教育環境で充実した学校生活が送れるよう、基本構想等に基づいた建て替え工事に係る設計等を行うものであります。

続きまして、その下の今度は3項中学校費です。1目学校管理費、事業番号1、

中学校運営費は1億6,420万5,000円で、昨年に比べ2,080万5,000円の増額、率にして14.5%の増となっております。主な増の理由でございますが、1枚おめくりいただきまして、10節需用費の⑤光熱水費、こちら5,375万円と書いてあるところでございますけれども、この中におきまして電気料金の単価が増となっておりますことから、1,886万8,000円の増額が入っているということにより増額になったものでございます。

また、歳入におきましてご説明をさせていただきましたが、同じページの12節委託料の一番下、中学校遊具点検委託料がありますけれども、こちら先ほど来ご説明差し上げているところで、校庭の遊具の点検委託を実施するものであります。こちらにつきましても令和5年度に屋内体育施設、体育館の遊具の点検として55万円を計上してございます。

続きまして、389ページにお進みください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、事業番号12、放課後子ども教室推進事業費は3,477万1,000円で、昨年度に比べ883万8,000円の増額、率にして34.1%の増であります。主な増の理由であります、7節報償費2,612万2,000円、こちらは昨年に比べて869万1,000円の増額になっておりますけれども、再開をいたしました放課後子ども教室のさらなる充実を図るために、放課後子ども教室のスタッフの処遇改善を図るための増額でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして390ページ、公民館の予算です。

2目公民館費、事業番号1、中央公民館事業費は4,208万円で、昨年に比べ150万5,000円の増額、率にして3.7%の増となっております。主な増の理由でありますけれども、1枚おめくりいただきまして、14節工事請負費、中央公民館直結給水化改修工事費1,413万5,000円、こちらを計上したことによるものであります。

続きまして、400ページにお進みください。今度は図書館の予算です。

3目図書館費、事業番号1、中央図書館管理費は1億3,312万2,000円で、昨年に比べ872万円の増額、率にして7.0%の増となっております。主な増の理由であります、12節委託料の2つ目、中央図書館空調及び照明設備等更新工事実施設計委託料689万9,000円を計上したことによるものであります。

続きまして、1枚おめくりいただき、403ページをご覧ください。

こちら、事業番号2、中央図書館事業費は3,623万3,000円で、昨年に比べ63万円の増額、率にして1.8%の増となっております。中央図書館の令和5年度の新

規事業といたしましては、図書館の遠方に居住する市民の利便性を図るため、図書館以外の公共施設で図書館資料を受け取ることができるサービスを始めることといたします。また、乳幼児の健全な育成に寄与するわらべうたのおはなし会やボランティア養成講座を実施するという事で進めてまいります。

続きまして、その下の4目、今度は郷土博物館の予算についてでございます。

事業番号1、郷土博物館管理費は1億8,600万3,000円で、昨年度に比べ1億3,694万円の増額、率にして279.1%の増であります。主な増の理由であります、また1枚めくっていただきまして、405ページをご覧ください。14節工事請負費、郷土博物館消火設備改修工事費5,336万9,000円、そしてその下、郷土博物館空調及び照明設備等更新工事費1億円を計上したことによるものであります。このうち空調及び照明設備等更新工事につきましては、令和6年度に債務負担行為を設定し、令和5年度と6年度の2か年にかけて工事を行うことといたします。そのため令和5年度予算では、工事費の総額の40%、そして上限の1億円を計上したというところでございます。

続きまして、408ページをお願いいたします。今度は体育施設の予算です。

5項保健体育費、2目体育施設費、事業番号1、体育施設運営費は2億6,451万3,000円で、昨年度に比べ7,934万円の増額、率にして42.8%の増であります。

主な増の理由についてご説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、411ページ、右上に14節工事請負費がございます。順番にご説明いたします。

全部で5つありますが、1つ目、市民体育館空調及び照明設備等更新工事費1億円でありますけれども、市民会館、それから郷土博物館と同様に、令和6年度に債務負担行為を設定し、令和5年度、6年度の2か年にかけて空調と照明設備等の工事を行うための経費でございます。令和5年度予算につきましては、工事費の総額の40%で、上限の1億円を計上しているものでございます。

その下の2つ目、（仮称）東京街道運動広場管理棟新築工事費2,230万円の計上でございます。東京都が整備をいたします運動広場に、市のほうでは管理棟を建設するという事で進めてきております。そのための経費でございまして、管理棟新築工事につきましても令和6年度に債務負担行為を設定いたしまして、令和5年度、6年度と2か年かけて工事を行うこととしております。そのことから令和5年度予算につきましては、工事費の総額の40%で、上限の1億円を計上したというところでございます。

それから、その下の3つ目から5つ目にかけましては、市民プールの改修に係る工事の経費でありまして、ろ過装置の改修に係る工事費が649万2,000円、流水プール等の改修に係る工事費が1,931万5,000円、プールサイドの改修に係る工事費が875万3,000円であります。

なお、これら市民プールの改修に係る工事につきましても債務負担行為を設定いたしまして、既に令和4年度から着手している工事でありますけれども、今回の令和5年度の当初予算に計上いたしました工事費につきましては、工事費の総額から令和4年度に支払う約40%に相当する額を差し引きまして、残りの額を支払うというものでございます。

次に、その下の21節補償、補填及び賠償金、施設及び設備の維持管理費等に係る補償費553万円でありますけれども、市民会館と同様にいわゆる工事期間中の休業補償を計上したことによるものであります。

最後に、その下の3目学校給食費、右のページになりますが、事業番号2、学校給食センター運営費は4億807万1,000円で、昨年に比べ4,885万8,000円の増額で、率にして13.6%の増となっております。主な増の理由でありますけれども、10節需用費、⑤の光熱水費1億797万8,000円と書いてあるところのことでございますけれども、電気料金等の単価が増となりましたことから、4,857万6,000円の増額がこの中に含まれたというところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 ありがとうございます。

ここで5分間の休憩を取ります。お願いします。

午後 3時05分休憩

午後 3時10分再開

○真如教育長 それでは、引き続きまして会議を開きたいと思います。

説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 410ページの学校給食センター土地使用料の3,000円とは何ですか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 こちらは学校給食センターの敷地内に災害時対応の自動販売

機を設置しております。その土地の使用料を業者からいただいているものです。
ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第8 第13号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について

○真如教育長 日程第8、第13号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免については、人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○真如教育長 ありがとうございます。

賛成者全員ですので、会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録及び会議資料につきましても非公開といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、そのように取扱いをいたします。

ここで、関係者以外の退場を求めます。お願いいたします。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○真如教育長 ここで会議の非公式を解きます。退場者の入室を認めます。

◎日程第9 第14号議案 令和5年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について

○真如教育長 それでは、日程第9、第14号議案 令和5年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第14号議案 令和5年度東大和市教育委員会の主要施策（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市教育委員会の基本方針、第二次東大和市学校教育振興基本計画の施策の方向性に基づき、令和5年度に東大和市教育委員会が重点的に取り組む施策をお示ししたものであります。

内容につきましては、教育総務課長からご説明申し上げます。お願いします。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、私から内容のほうをご説明させていただきます。

本日机上に配付をさせていただきました新旧対照表のほうでご説明をさせていただきたいと存じます。数が多くございますので、大きく変更となりました点につきましてご説明を申し上げます。

まず、1つ目が1ページ、下のほう、確かな学力、（1）学力向上、この中の②の現行では「東大和市教育委員会LSI」と記載があるところですが、LSI、Let's Start ICTなんです、「令和5年度より、研究主任会を設置し、研究の内容や方法等の進め方、研究主任の役割に関する研修や各校との情報交換等をとおして、校内研究を充実させ、東大和市教員の授業力向上を図る」というふうに変更させていただいております。

2ページをご覧ください。

2ページ中段、右側になりますが、⑤とあるところがございますが、こちらでは、委員の方から過去にご意見をいただきましたが、「英語教育では、生徒の話す力を伸ばし、「使える英語力」の育成として、1人1台端末を活用し、海外在住の外国人講師とのマンツーマンオンライン英会話レッスンを全中学校生徒対象

に導入する」としたところでございます。こちらにつきましては、多摩地区で全中学校を対象にするのは初ということですので、ご意見のとおり記載をさせていただきました。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。

4ページの豊かな人間性、下半分、下のほうになりますが、（１）人権教育の推進ということで、見え消しで記載をさせていただいておりますが、女性、子ども、高齢者、障害者等というふうに書いてございますが、こちらのほうを東京都人権施策推進指針等に示されておりますので、その内容を引用するという形で表記を改めたものでございます。

そして、2枚おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。

8ページ中段、オリンピック・パラリンピック教育ということで、2023年に東京2020終わりましたので、そちらのほうを、引き続きレガシーについてはやっていくわけですが、4番、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成、（１）としまして、運動習慣の定着を図る取組、「児童・生徒が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができるよう、外部人材の活用や関係機関等との連携を踏まえた取組を実施し、運動習慣の定着を図っていく」というふうに改めるものでございます。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、12ページをご覧ください。

12ページ、上のほう（２）の学校施設等の整備のところでございますが、令和4年から5年にかけて第一小学校のキュービクルの更新ということで、既に工事が始まっておりますので、こちらのほうは削除させていただきました。そして、名称のほうを「第一小学校キュービクル更新」を「第一小学校高圧受変電設備更新」というふうに改めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 キュービクルと高圧受変電設備のどこが違うんですか。

○真如教育長 教育施設担当課長。

○中橋教育施設担当課長 意味合いとしては同じなんですけれども、英語よりは日本語のほうの方が分かりやすいかということで変更させていただきました。細かい点

で申し訳ございません。

以上です。

○藤宮委員 分かりました。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第14号議案 令和5年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について、本件
を認めることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第10 第15号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について

○真如教育長 日程第10、第15号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本
件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第15号議案 東大和市立学校学校医の
委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在委嘱しております学校医の任期が令和5年3月31日で満了いたしますこと
から、新たに令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間の任期で委嘱
するものであります。

委嘱する学校医の方々は、名簿のとおりでございます。1、学校医、2、学校
眼科医、3、学校耳鼻科医の全員が再任となっております。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第15号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認することにご

異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

**◎日程第 1 1 第 1 6 号議案 東大和市教育委員会が保有する個人情報
の保護に関する規則**

○真如教育長 日程第11、第16号議案 東大和市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第16号議案 東大和市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、国の個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に直接適用されることとなりましたことから、個人情報の保護の手続、方法等を定めた規則につきまして、廃止及び制定を行うものであります。

それでは、議案資料をご覧ください。

東大和市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の本文であります。東大和市教育委員会が保有する個人情報に係る東大和市個人情報保護法施行条例の施行については、東大和市個人情報保護法施行細則の例によるものとします。

その下、附則の1につきましては、この規則の施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

附則の2につきましては、現行の東大和市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則につきまして廃止するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第16号議案 東大和市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

**◎日程第 1 2 第 1 7 号議案 東大和市教育委員会における東大和市
デジタル技術を活用した行政の手續等
の推進に関する条例施行規則**

○真如教育長 日程第12、第17号議案 東大和市教育委員会における東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例施行規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第17号議案 東大和市教育委員会における東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例施行規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和5年4月1日から施行される東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例について、その条例を教育委員会において施行するため、新たに規則を制定するものであります。

議案資料をご覧ください。

東大和市教育委員会における東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例施行規則の本文であります。東大和市教育委員会における東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例の施行については、東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例施行規則の例によるとするものであります。

その下、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第17号議案 東大和市教育委員会における東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例施行規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 13 第 18号議案 令和5年度東大和市学校運営協議会委員の任命について

○真如教育長 日程第13、第18号議案 令和5年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第18号議案 令和5年度東大和市学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

東大和市学校運営協議会規則第9条により、協議会の委員は、協議会を設置する学校長の推薦に基づき教育委員会が任命することになっております。また、任期は1年とし、再任を妨げないとしております。

このたび、全小・中学校15校の学校長から、令和5年度学校運営協議会委員に推薦があった171名に対し任命を予定するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 この運営協議会委員に名前を連ねている方は、来年度からの役職だと思うんですけども、総会で承認されないということはおそらくないんでしょうけれども、例えば総会が終わる前にすでに次のPTA会長のお名前を記載するなど、そういう流れでいいんでしょうか。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 先ほどの人事の関係の異動もありますので、今出していただく段階のものからまた変更もありうるというところで、今の段階で提出いただいております。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 校長と副校長代わっていないところがありますが、それは今だからですか。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 そうです。3月時点だからです。

○藤宮委員 分かりました。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第18号議案 令和5年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決定します。

◎日程第14 第19号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程

◎日程第15 第20号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

○真如教育長 日程第14、第19号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程について、日程第15、第20号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について、以上2件は関連がありますので、一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第19号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程及び第20号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令につきまして、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回、整備を必要とする関係教育委員会規程及び一部を改正する訓令として、次の3つが対象となっております。1つ目が東大和市立学校職員服務規程、2つ目が東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する取扱規程、3つ目が東大和市立学校事案決定規程でございます。

今回の改正は、地方公務員の定年の段階的引上げにより、新制度として定年前再任用短時間勤務制が導入されます。これは、令和5年4月1日以降に60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務として採用することができる制度です。

新制度の導入に伴い、地方公務員法上、短時間勤務の職の用語の定義規定が改正されます。そのため、改正前の同規定を引用している先ほどの3つの規程の一部改正が必要となります。

説明は以上となります。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第19号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第20号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 1 6 第 2 1 号議案 東大和市立図書館条例施行規則の一部
を改正する規則

○真如教育長 日程第16、第21号議案 東大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第21号議案 東大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和5年5月24日より小平市との図書館相互利用を開始するため、また利用登録の有効期間を5年とすることを新たに規定するために、本施行規則の一部改正を行うものであります。

それでは、条例施行規則の一部改正の内容につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。

議案に続きまして、2枚おめくりいただきまして、A4の横、新旧対照表でご説明申し上げます。10分の1ということで、10枚の資料からなっている部分でございます。よろしいでしょうか。

下線の引いてある部分が今回改正する箇所になりますので、ご承知ください。また表の左側が現行の条文、そして右側が改正後の条文の案になりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1ページの一番下の行から2ページにかけまして、第2条の貸出手続という項目がございます。1枚おめくりいただきまして、2ページの第2条の第2項の左側、現行の条文のアンダーライン引いてありますところ、「利用カードを交付」とありますが、この内容につきまして、利用登録について明確に規定をいたしました。

それから、同じ第2条の第5項です。第5項におきましては、利用登録できる要件に該当しなくなった場合について、「教育委員会に利用カードを返還しなければならない」とございますが、左側の現行条文に規定をされております「次条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき」というのを、改正後においては第1号とし、第2号といたしまして、後ほどご説明いたします第3条の3の規

定による利用登録の抹消について新たに規定をいたしました。

2 ページの第3条につきましては、「利用登録を受けることができる者」でございしますが、このうち第1項第3号につきましては、「東村山市、武蔵村山市又は立川市の区域内に居住する個人」とありますけれども、小平市との相互利用を開始することに伴い、「小平市」を追加するものであります。

続きまして、3 ページをお開きいただきまして、右側の改正後の条文案をご覧ください。

第3条の2といたしまして、「利用登録の有効期間」に関する規定を新たに加えるものであります。（1）の個人の利用者にあつては、利用登録の日から5年後の日が属する年中の誕生日、（2）の団体の利用者にあつては、利用登録の日から起算して5年を経過する日を有効期間といたしました。

それから、第3条の2第2項といたしましては、利用登録の有効期間の更新方法について、第3条の2第3項といたしまして、更新後の有効期間について、また第3条の3といたしまして、「利用登録の抹消」について新たに加えるものであります。この利用登録の抹消につきましては、5年間継続して一度も貸出しのなかった利用者について、利用登録を抹消するものであります。これまでは、起案処理によりまして毎年実施していたものでありますけれども、今回の規則改正において明確に規定するものであります。

利用登録の有効期間と利用登録の抹消との関係でございしますが、今回導入いたします有効期間について、期間が超過した場合は、資料の貸出しや予約ができなくなりますけれども、利用者データ自体は残しておきますので、期間が超過した後でご利用を希望される方は、登録要件を確認させていただき、要件を満たしているとなった場合には、同じカード番号で再度ご利用いただくことができます。有効期間満了後5年を経過した場合に、利用者データを抹消するということといたします。

それから、4 ページの第3条の3第2項につきましては、現行の条文において、3 ページの第3条第2項後段にあったものをこちらに移動させたというものでございます。

5 ページから7 ページにつきましては、改正箇所はございません。

8 ページをご覧ください。

第18条は、「指定管理者による管理を行う場合の読替え」であります。第3

条を中心に新たな条文を加えたこと等によりまして、文言を整理したものであります。

最後に、9 ページ、附則についてであります。

附則の第1項、この規則は、令和5年5月24日から施行するものであります。小平市との相互利用の協定によりまして、5月24日から相互利用を開始することから、有効期間の規定につきましても同日から施行するというものとしたものであります。

附則の第2項につきましては、利用登録の有効期間に関する経過措置について規定するものであります。新規登録者の有効期間は、個人の場合5年後の誕生日であります。既に登録されている利用者につきましてお一人お一人異なる誕生日に有効期間を変更することは、図書館システム上、困難でありますことから、一律各年の年度末3月31日を有効期間とさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第21号議案 東大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第17 その他報告事項

○真如教育長 日程第17、その他報告事項を行います。

報告事項(1)の説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、その他報告事項(1)のご説明を申し上げます。

お手元の資料、1枚の表になってございまして、比較的軽微な修正でございますので、一括してご説明をさせていただきます。

まず、表の一番上、1番から8番まで、こちらのほうは年度が4年度から今度5年度になりますので、単年度要綱ですので年度の修正のみとなっておりまして、1番、令和5年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金交付要綱、2つ目が令和5年度東大和市学校給食食材料費高騰対応助成金交付要綱、こちらは先ほど事務の臨時代理でご報告させていただいたものでございます。3つ目が令和5年度東大和市放課後等学習支援事業（地域未来塾）実施要綱、4つ目が令和5年度東大和市スクール・サポート・スタッフ設置要綱、5番目が令和6年度東京都立高等学校入学者選抜にかかわる成績一覧表調査委員会設置要綱、6番目が令和5年度東大和市立中学校部活動指導員設置要綱、7番目が令和5年度東大和市学校マネジメント強化事業実施要綱、8番目が令和5年度東大和市公立学校研究会補助金交付要綱となっております。こちらの8件につきましては、年度のみの修正でございます。

続きまして、9番目と10番目ですが、表にご記載がございますとおり年度と、あと文中に「東大和市」を追加してございます。

例えば、1つ目、9番目、令和5年度東大和市安全教育推進校事業補助金交付要綱でございますが、従前は令和4年度安全教育推進校事業補助金交付要綱、または本文の中で交付申請書という形で「東大和市」というものが入っていなかったものを併せて加えるものでございます。

続きまして、10番目、令和5年度東大和市体育健康教育推進校事業補助金交付要綱、こちらにつきましても同様に年度と要綱本文の中、要綱名、括弧が令和4年度体育健康教育推進校事業補助金交付要綱となっておりましたが、「東大和市」というものをつけてございます。

続きまして、青少年課の11番、令和5年度東大和市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱、こちらにつきましては、年度の修正に合わせまして、過去には、こちらのほうは臨時特例という言葉が、例えば令和4年度東大和市放課後児童支援員等処遇改善、この後に臨時特例事業補助金交付要綱というふうになっておりましたが、補助金の基になる国とかそちらのほうの要綱が従前からあるものに加えられまして臨時特例ではなくなりましたので、その文言を取り除いてございます。

あわせまして、12番、令和5年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱、こちらでも年度の修正とともに引用する根拠の通知の変更ということで、同じ

ように補助金の基となるものが他の元から存在する補助金に一括で含まれましたことから、根拠の通知、この要綱に基づき実施するというものを変更するものでございます。

最後に、生涯学習課の13番、令和5年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱、こちらは年度の修正に加え対象団体の減ということで、過去の教育委員会でも諮らせていただきましたが、ボーイスカウト東大和育成会、こちらのほうが複数団体から単団体になったことによって補助金の対象から外れましたので、その団体が1団体減っている状態でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(2)の説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、その他報告事項(2)東大和市立小学校通学路等における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(案)につきましてご説明申し上げます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

先ほどの議案にもございましたが、個人情報の保護に関する部分で市のほうにも個人情報保護法が適用されることになりましたことから、引用条文が変わるのでございます。

第9条のところ、第9条の3つ下、2、前項の規定にかかわらずという行ですが、「前項の規定にかかわらず、映像データを利用し、及び外部に提供する必要があるときは、個人情報の保護に関する法律」、こちらが変わっております。今までは「個人情報保護条例」、市の条例になってございました。同じように第10条の一番右のほうに「法の定めるところにより」というところが、従前は「条例の定めるところにより」というふうになってございました。同様に第11条の2行目もそうです。「法の定めるところにより迅速かつ」となっているところのほうで、「条例の定めるところにより」というふうになっていたものでございます。

今回は個人情報保護法の適用を受けて、防犯カメラのデータの個人情報の保護に関する部分を修正するものでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 第8条の映像データの保管期間は、原則7日以内となっていますけれども、それで今まで支障はなかったですか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 市内の防犯カメラのほうですが、あまり対外的にはお話ししづらいお話ですけれども、一番古いタイプの防犯カメラで約10日くらい映像データが残っている感じになっております。現行、警察のほうからの依頼がほとんどですけれども、その中で既に期間が過ぎていたということは今のところございません。また警察のほうも市の防犯カメラの保存期間を大体分かっていらっしゃるので、明らかに1か月前とかというときには、もう残っていないということで多分請求されないのではと考えてございます。

以上でございます。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(3)の説明をお願いいたします。

指導担当課長。

○菅野指導担当課長(統括指導主事) 教育指導課から令和5年度東大和市立小・中学校入学式告辞(案)について、委員の皆さまにご意見を頂戴したいと思います。

先日行われました臨時会のときに告辞(案)をお渡しして、本日も机上に1部ずつあると思いますが、これをお読みいただき、何か気づいた点がございましたら本日ご意見のほうをよろしくをお願いいたします。

今後の流れについてですが、いただきましたご意見等を踏まえて、こちらのほうで教育長決裁を取りまして、4月3日の校長会全体会のときには、確定したものをお渡ししたいと考えております。

では、ご意見等よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 小学校も中学校も、東大和市立小学校の1年生ですとって、学校名は特に入っていませんけれども、以前は自分で手書きして学校名を入れて告辞として読み上げたことがあります、あえてそれは抜いたんですか。

○真如教育長 指導担当課長。

○菅野指導担当課長（統括指導主事） 今いただきました意見も参考にさせていただいて、令和5年度どうするかというところを考えていきたいと思います。ここ数年、令和2年、3年等は、教育委員会の告辞は同じものを一律で印刷したものを配布していたという経緯もありますので、その以前の形式のご意見、今情報もいただきましたので、それも踏まえさせていただきたいと思います。

○真如教育長 岩田委員。

○岩田委員 小学校1年生は特に自分の学校の名前を言わないと、分かりづらいのではと思ひまして、それと聞いている保護者の方も、今何て言ったんだろうというふうに疑問に思われるのではないのでしょうか。その辺も併せて考えていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅野指導担当課長（統括指導主事） ありがとうございます。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 感想ですが、中学校のは結構長いというか、卒業式は簡潔に感じました。

○真如教育長 指導担当課長。

○菅野指導担当課長（統括指導主事） 中学校の挨拶の分量については、小学校と中学校の分量も改めて見直して、子どもたちに伝わる分量を再度見直していきたいです。ありがとうございます。

○真如教育長 内野委員。

○内野委員 今の併せて、中学生もきっと理解できると思いますが、言葉として伝えたときに少し難しい言葉が幾つかあるように感じました。言葉で今回は伝えられるので、きちんと伝わる言葉だとよいのではというふうにも感じました。

○真如教育長 指導担当課長。

○菅野指導担当課長（統括指導主事） ありがとうございます。文字がない状態で子どもが耳で聞いて印象に残るような言葉がどうかというところで改めて見直してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（４）の説明をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 東大和市立小・中学校プール指導員配置事業実施要項（案）についてでございます。

本要項は、市内小・中学校の水泳指導において、児童・生徒の安全を確保するため、指導する教員の補助としてプール指導員を配置することに関しまして必要な事項を定めるものでございます。

なお、例年課題でありました人材不足の課題解決を目的に、令和５年度より会計年度任用職員であるプール指導員の職種を廃止し、有償ボランティアに変更することで会計年度任用職員との兼務を可能とし、学校について経験や知識を有する人材を配置できるようにいたします。このことに伴い、実施要項を制定するものであります。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 どの学校にも指導員という方を配置すると思いますけれども、先ほど五小のプールが駄目で民間を活用するというお話が出たときに、五小の指導に関してはどのような扱いになるのでしょうか。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 五小がこれから民間のプールを活用する場合に、そこにまた教員以外で指導員が必要であればという形で、場所を変えて協力していただくという形になるかなと想定しております。

○真如教育長 岩田委員。

○岩田委員 分かりました。民間で借りるのはプールだけで、そこに民間の指導者

やコーチが入るわけではないということでしょうか。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 今回の段階では、民間のほうは施設だけということで、場所だけです。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 資格要件の第2条(1)で18歳以上であることというのは、成人という意味かと思えますけれども、(2)から(5)までを読んだときに、高校在学中、専門学校在学中、これは可能であると判断なさるのでしょうか。18歳以上ということは、18歳も入りますか。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 そうです。入ります。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 水泳部にいたとか水泳の心得があればよくて、他に何かプール指導員として不可となるような条件はないように思います。高校生や高校を卒業した専門学校生、また職業に就いている、バイトをしている18歳など、要するに18歳に対してどうするのかという制約はないですか。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 第2条の要件のほうでは、特にそういう学生とか職種で不可ということでは入っておりませんので、この5つの要件といったところで進めていくという考えであります。

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(5)の説明をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 令和5年度東大和市立中学校における部活動地域移行モデル事業実施要綱(案)についてでございます。

本要綱は、東大和市立中学校における教員の勤務負担軽減の促進と、部活動等の適正な運営や効率的、効果的な活動の推進とともに、部活動等の地域連携並びに地域の運営団体、実施主体による地域クラブ活動等への移行を図るため、外部指導者を配置し、その取扱いに関して必要な事項を定めるものでございます。

なお、本事業は東京都の補助対象事業として実施し、新たな人材を配置できるようにいたします。このことに伴い、要綱を制定するものであります。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 すみません。1時間当たり3,200円と書いてありますが、実際に携わった人が1,600円と言っていますけれども、そんなことはないですか。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 部活動指導員でしょうか。今現状でありますのが部活動指導員と外部指導員です。部活動指導員は、顧問の引率等もなく全部任せてできるという方で1時間単位1,600円です。外部指導員は、1回3,000円という形をお願いしています。今回の議題になりましたのは、新たにこちら部活動地域移行に向けての外部指導者という形です。これまでの部活動指導員と外部指導員は学校ごとに派遣していたんですけれども、地域移行になりますと、中学校の5校で集まるという形で、会場の確保ですとか、人数が多くなったりですとか、今までよりも仕事の内容が増えてしまうというところで、時給を変更しまして今進めているところです。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 今までの勤務形態と変わる、契約自体が変わるということですか。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 1時間当たりの金額が変わっております。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 学校ごとでなくなれば、契約どおりに支払われるのでしょうか。学校に市からの補助金が少なくて支払えなくなってしまう、そのため半年ぐらいお金をいただいております、今も支払いがなく、青色申告もできないとおっしゃっている方がいますけれども、どうなのでしょう。

○真如教育長 教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 そこの運用の在り方は、市の予算以外のところで不足しているといったところでしょうか。そうなった場合には、一つの例では、学校によっては私費会計で部活動の予算を集めて、それを指導員の方にお支払いしているという形がございます。確認はさせていただいて、支払いのほうはできたという形で報告は受けているんですけれども、また改めて確認させていただき

ます。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 分かりました。学校によつての私費会計でもおそらくいただいております、1週間位前にまだ支払われていないという話でしたので不安に感じました。

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（6）の説明をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 令和5年度社会の力活用事業における特別非常勤講師配置事業実施要綱（案）についてでございます。

本要綱は、東大和市立小学校における教員の負担軽減及び教育の質的向上を図るため、学校で学んだ知識、技術を活用して、学校外の社会で活躍する人材を特別非常勤講師として学校に配置することに関しまして必要な事項を定めるものでございます。

なお、本事業は東京都の補助対象事業であり、令和5年度は第一小学校、第七小学校、第九小学校、第十小学校の4校が実施を予定しております。このことに伴い、要綱を制定するものでございます。

以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（7）の説明をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 東大和市教育ボランティア実施要項（案）についてでございます。

今回の改正は、全庁的な押印の見直しに伴う改正であります。

主な改正点につきましては、第3号様式、教育ボランティア承諾書の印を削除いたします。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（８）の説明をお願いいたします。

青少年課長。

○石川青少年課長 その他報告（８）東大和市放課後子ども教室実施要綱について、私のほうからご報告申し上げます。

市内全ての小学校で順次再開いたしました放課後子ども教室につきまして、その活動をさらに充実、活発化し、小学校を中心とした地域交流の活性化につなげるために、教室スタッフの報酬単価の引上げを盛り込みました新年度予算案を令和５年第１回市議会定例会にご提案申し上げ、可決、承認をいただきました。このことから、関連する本実施要綱及びこの後ご説明申し上げます支払要領につきまして、所要の改正を行うことと併せまして文言の整理を行うことにつきましてご報告申し上げますのでございます。

それでは、その他報告資料の（８）をご覧になってください。新旧対照表を基にご説明申し上げます。

左側が現行で、右側が改正後の案となっています。

改正点でございますが、主に網かけとなっている部分でございます。

まず、７分の１ページ、第３条の第１項の（１）でございますが、こちらは文言の整理です。放課後子ども教室は、学校の授業のように勉強を教えるというのではなく子どもたちが自主的に学習するのを支援するという活動でございますので、「学習支援」という形で文言を改めるものでございます。

その下、第４条でございますが、こちらは、コーディネーター、活動サポーター、安全管理員というそのスタッフの配置や登録、また中学生のボランティアの配置の規定を新設するものでございます。

１ページめくり、２ページでございます。

引き続き第４条ですが、こちらの中身につきましては、登録のスタッフの関係、参加できない場合は辞退ですとか、心身故障とかの場合には職権で取消しとか、そういう形のものを新たに規定したものでございます。

第５条でございます。こちらはスタッフの守るべき義務ということで、３つ、守秘義務の関係ですとか新たに規定しているものでございます。

一番下の第６条でございますが、現行の左にあります４条が条ずれしまして、

コーディネーターの役割について整理をさせていただいたものでございます。こちらが3ページ以降に続いているということでございます。

第7条、7分の3ページの第7条です。こちらの活動サポーター及び安全管理員ということで、左側の現行の第5条、第6条にそれぞれ規定しますセーフティサポーター、学習アドバイザーというこれまでの名称を、現状に合わせまして安全管理員、活動サポーターという形に名称を変更した上で、こちらの2つの条文を一緒にしまして、それぞれの役割及び配置人数について改めまして規定をするものでございます。

現行の第7条、左下にありますがけれども、ボランティア指導員の配置としまして、これはあくまでも本当に自主的な無償のボランティアで、活動サポーターや安全管理員の謝金の辞退者のことですので、こちらの情報は削除しているものでございます。

4ページ目をおめくりください。

第8条、第9条、右側の改正後の案では「実施日」と、左側の現行では「活動日」、「活動時間」となっていますが、この活動の文言というのは、この後にご報告いたします支払要領の中でもそうですが、あくまで放課後スタッフの活動を指すものという形にしまして、子ども教室の事業そのものは「実施日」、「実施時間」という形で表現を区別するために文言を整理するものでございます。

次に、5ページ、7分の5ページをおめくりください。

第10条、こちらは参加登録の規定ということになってございます。登録票の届出ですとか、内容に変更が生じた場合は再度提出してくださいということです。また活動を著しく妨げる場合、教育長が登録を取り消すことがありますということとを新たに規定するものでございます。

続きまして、第12条は、こちらは運営委員会の規定でございますが、教育部青少年課というのが、後に示す20条のほうにも出ていますので、ここは削除という形になります。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

第15条、こちらは運営委員の任期の規定でございますが、こちらは文言の整理という形になります。

第18条、こちらは新設でございますが、委員の報酬の規定でございます。年度ごとに予算の範囲内で定めることを規定しているところでございまして、この規

定を追加した、新設したことに伴いまして、現行の左にあります18条、それから一番最後7ページにあります19条が、それぞれ第19条及び第20条という形で条ずれをするところでございます。

附則でございますが、施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(9)の説明をお願いいたします。

青少年課長。

○石川青少年課長 その他報告(9)です。東大和市放課後子ども教室謝金支払要領の改正についてでございます。

改正点でございます。先ほどと同じように左側が現行で、右側が改正後の案という形になります。

第1条の目的の規定でございますが、こちらはスタッフの名称の変更に伴う文言整理でございます。

現行の左側の第2条、こちらは先ほどご報告いたしました実施要綱の第9条のところで実施時間という形で規定がされたために、ここでは削除という形になります。

続く現行の第3条、集合時間の規定につきましても、新たに規定する第2条に整理統合するのでここでは削除をしまして、そこで新たな第2条といたしまして、活動時間という規定で、第1項では各スタッフの活動時間、それから1日当たりの活動時間の上限というものを規定しております。

3分の2ページをおめくりください。

現行の第4条でございますが、こちらはスタッフの名称変更と、その役目については実施要綱第7条に規定がされましたので、ここでは削除をしております。

それから、改正後の案の第3条、こちらは現行では第5条ですけれども、謝金の額ということで規定をしまして、5条を改めまして、文言を整理した上でスタッフの活動や研修参加に対する謝金の計算方法について細かく規定をするものでございます。

最後に3ページ目をおめくりください。

附則でございますが、施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

最後に別表でございます。こちら、引用する条文は、「第4条、第5条関係」をそれぞれ「第3条、第4条関係」と改めまして、左側にあります日額限度額を削除いたしまして、また東京都の補助金の関係もございますので、スタッフなどの名称の変更、表中の順番の入れ替え、また、謝金の単価、時間額という形で、ご覧の内容にそれぞれ改めるものでございます。

報告は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(10)の説明をお願いいたします。

中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、資料(10)に基づきまして、東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

図書館においては、資料提供の一環としまして、著作権法に基づきまして、いわゆるコピー機を設置し、利用者の皆さまにコピーをしていただいておりますが、ここで令和5年度よりコピー機の入替えに伴いカラーコピーができることとなりましたので、このたび要綱を改正いたしまして、カラーコピーの価格等を規定するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和5年第3回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4 時 2 6 分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 岩田 圭子